

## 西ドイツの生涯教育

井上豊久

(大阪大学)

### はじめに

西ドイツでは、生涯教育〔(独) Lebens-langes Bildung〕という用語は、終身刑の受刑者に対する教育を意味するということもあり、一般的に用いられず、近似のものとして学校教育を終えた後のすべての組織的な教育・学習活動を含む概念・用語として「継続教育」〔(独) Weiterbildung〕が、一般的に用いられている。西ドイツの生涯教育を検討する場合、当然、学校教育についても扱うべきではあるが、学校教育に関しては他の文献において既に多くの言及が見られるため、本稿では「継続教育」を狭義の「生涯教育」と、ほぼ同義と解釈し、以下、「継続教育」を「生涯教育」と置き換え、継続教育の現状の分析をもって西ドイツの生涯教育に関する考察を行う。しかし、厳密には、我が国においては一生涯、ライフサイクルやライフステージ、発達課題といった垂直的概念の印象が強いのに対し、ドイツでの生涯教育「Weiterbildung」は、一般生涯教育(allgemeine Weiterbildung)及び政治生涯教育(politische Weiterbildung)と職業生涯教育(berufliche Weiterbildung)といった各分野における教育・学習活動相互の連携や交流を包括する水平的な概念という印象が強い。

本稿では、西ドイツの生涯教育の現状を包括的に検討するため、第一に西ドイツの生涯教育の全般的動向を概観し、第二に一般教育・政治生涯教育の現状を国民大学<sup>(2)</sup>(Volkshochschule)を中心に明確にし、第三に職業生涯教育の基本的状況を明らかにし、おわりに西ドイツにおける生涯教育の展望について論ずる。

## 1. 全般的動向

### (1) 背景

1960年以降、とりわけ1970年代に入って、一方では、国際化・情報化の波のなか社会の急激な変化への対応や教育の機会均等という意味も加わり、社会の側から教育の拡充は高等教育のみに限定されず、成人教育の拡充への要望が高まった。他方、自由時間や所得の増大、高齢化等による生活様式の変容が、個人の側からの生涯教育の必要を生じさせていた。1970年、ユネスコは、「生涯統合教育」(lifelong integrated education)の計画を示し、西側先進諸国をその中心メンバーとするOECD(経済協力開発機構)は、それを受け、「リカレント教育(Recurrent Education)、生涯学習のための戦略」という報告書を1973年に公にした。ここでの提案は、職業活動と継続教育の時期を交代で行うことによって、生涯教育原理の実現を図ろうとするものであり、リカレント教育は生涯教育の主要な戦略として多くのヨーロッパ先進諸国で取り入れられた。それに対しては経済界からの労働者に対する質的なものや資格に関する要求を強化するだけであるとか、成人教育の分野に学校化を生じさせるだけであるとかの批判が出された。しかし、それらの批判と並行して生涯教育実現の手段としての教育奨学金や教育有給休暇等の諸制度の整備が進められ、すべての成人に生涯教育への接近を容易にしようとする試みもなされた。そうした一方で、1970年、ドイツ教育審議会が「教育制度構造計画」(Strukturplan für das Bildungswesen)を提出し、非職業教育(一般教育と政治教育)と職業教育の統合

が図られた。これを受け、各州でも各種の生涯教育法の制定など様々な取り組みがなされ、生涯教育への要求がますます高まってきた。

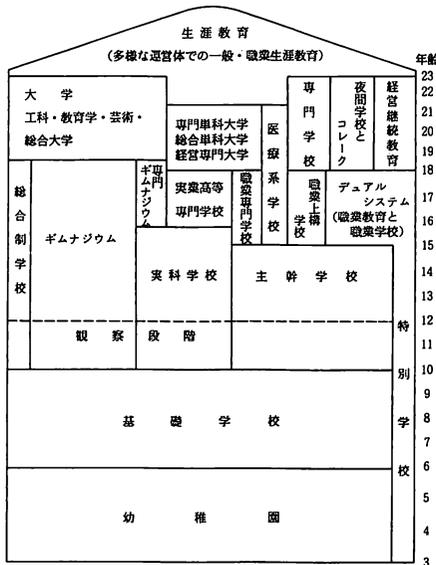
1985年、西ドイツ文部省は「生涯教育に関する提言」(Thesen zur Weiterbildung)を公刊した。この提言は、生涯教育の意義、方策を示すことで、一段階進んだ形で生涯教育の実現を促進しようとするものである。

(2) 教育システムの基本的構造

西ドイツは、正式にはドイツ連邦共和国という名称の示す通り、連邦制度をとっており、文化・教育に関する事項は連邦ではなく、11の州の権限に属している。したがって、生涯教育への連邦政府の発言権はわずかで、その主要な任務のひとつは、調整をおこなうことであった。

西ドイツの生涯教育の全体的な構造は、州ごとの違いはあるによ一般的には図1のように示される。

図1 西ドイツにおける教育制度の基本構造



Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft(Hrsg.)  
Grund- und Strukture Daten, Karl Heinrich Bock, 1988/1989.

我が国の教育システムには見られないものとしてこの図で注目されるのは、デュアル・システム (Duales System) といった労働と学習の混合形態で、これは9年間の義務教育修了後に行われる義務的な職業基礎教育である。この職業教育は学校後教育である継続教育には一般に含まれない。

1970年にはいって連邦11州の中で、ベルリン、ハンブルク、ヘッセン、を除く8州が、生涯教育〔成人教育 (Erwachsenenbildung) を含む〕に関連する規定を州憲法に包含した。例えば、比較的消極的といわれるバイエルン州でも、成人教育促進法 (Gesetz zur Förderung der Erwachsenenbildung) など様々な生涯教育の条件整備が行われている<sup>(3)</sup>。また、給与の支給を受けながら学習活動に従事できる教育有給休暇制度が法制化されているのは、ニーダーザクセン州など6州である<sup>(4)</sup>。しかしながら、一般的にはその利用率は0.5~5%程度でしかなく<sup>(5)</sup>様々な理由から教育有給休暇制度が十分に機能しているとはいいがたい。ただし、州の法律によって規定された教育制度の他に個々の企業の労働協約による教育有給休暇制度も存在する。州ごとの生涯教育促進態勢の違いは、政権担当の党の政策ともあいまって、かなりの差異がある。上述の生涯教育関係法や教育有給休暇制度を制定しているヘッセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州に比べ、バイエルン州等の援助はかなり消極的であるといえよう。

その他、コレーク、夜間実科学校、夜間ギムナジウムといった「第二の教育の道」(Zweiter Bildungsweg) という職業に一度ついた者に対するより上級の教育への道を開くコースも設けられており、西ドイツでは生涯教育が世界的に注目されるようになった1970年以前、既にリカレント教育的な制度がいくらかは普及していたのである。

1969年末、連邦政府に文部省 (Bundesminister für Bildung und Wissenschaft) が新設され、全国規模の教育政策に関する権限が与えられ、州の権限が多少押さえられることとなった。

最後に一般に第四の領域と呼ばれる学校教育以後の教育を担う機関について概観する。この教育を担う機関は、まず、閉鎖的 (geschlossene) な機

関と、開放的(offene)な機関の二つに大別される。閉鎖的なものは、職業教育中心で「雇用促進法 (Arbeitsförderungsgesetz 1969)」等の連邦職業関連法で助成される。主なものとして、公共団体、企業や団体、その他の機関で実施されるものがある。開放的なものは、大きく分けて、公営機関と公営でない機関があり、公営機関としては、連邦、州、地方公共団体とラジオ、テレビがあり、公営でない機関としては、教会、労働組合等の民間団体の機関と商業ベースによる機関がある。開放的機関の中でも商業ベースのものは、ほとんど職業補償教育や職業再教育のみに関わっているのに対し、その他の機関は幅広い活動をおこなっている。主な機関としては、国民大学 (Volkshochschule)、寄宿制国民大学 (Heimvolkshochschule)、ドイツ労働組合総同盟などの組合系成人教育機関、教会系成人教育機関等がある。教会系の機関は、最終的にはキリスト教義の普及をめざしているが、地方公共団体がその大部分を設置している国民大学と同様に内容的には一般教育、職業教育活動をも一般市民に対し幅広くおこなっている。こういった各種の機関が、従来からの伝統と志向性に基づいて多次的な教育活動を自由にかつ包括的に展開しているため、生涯教育全般を統計的に正確に明示することは不可能に近い。このことは生涯教育に関しては世界共通にいえることでもあるが、西ドイツにおいては、ナチズムへの反省という観点から多元的運営体が、生涯教育を、多様な方法で促進しており、その主な責任は、国ではなく州と地方公共団体に属しており、地方分権的な対応にその特色があるといえる。

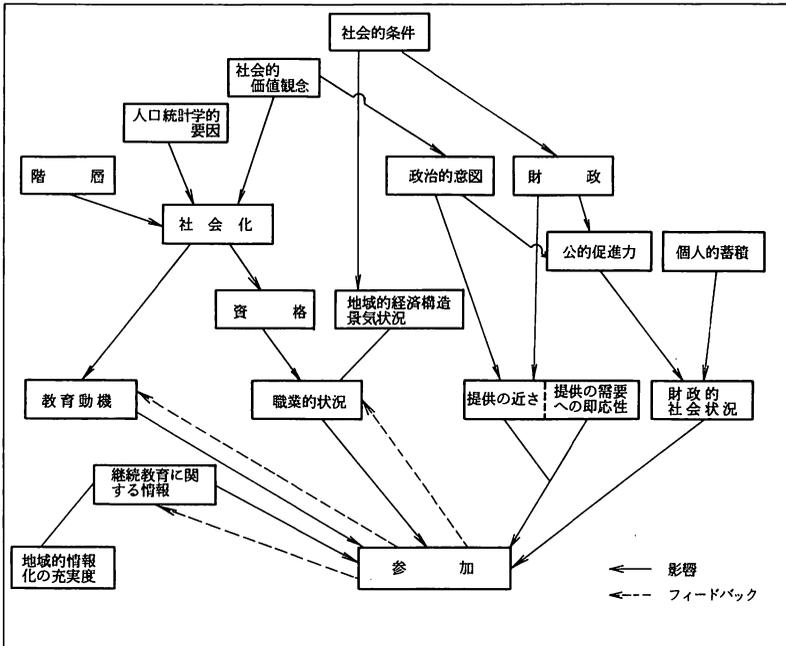
そうした中で文部省は、例えば相当な出費を伴うような、特別な生涯教育領域を重点的に促進している。文部省は、次のことを課題として、具体的対策を実施している。

- 1) 研究、開発、モデルの実施を通じて、生涯教育の有効性を高め、新しい応用範囲と参加集団を開発すること。
- 2) 学校外の職業生涯教育を促進すること。
- 3) 大学における学問的生涯教育に関する大綱規定を創設すること。

以上の3つの課題をうけ，現在，それらは重点施策として実践に移されてきている。

その際，主として全般的な生涯教育の連絡・調整を連邦レベルで担っている文部省は，図2に示したような生涯教育への参加に関する動的な構図をもとに生涯教育促進のための構想を立てている。

図2 文部省の生涯教育モデル



Michael Rochner, *Personspezifische Aspekte und Determinanten der Weiterbildungsteilnahme*, 1987, Peter Lang, S. 47.

### (3) 内容

さて，生涯教育の全般的動向の概観を最後に内容的な面から見てみる。具体的な内容に関しては，非職業教育と職業教育ということで次節以降で検討するとして，ここでは内容に関する西ドイツでの一般的な分類と各々の内容別の参加率を図3として示しておくにとどめる。

生涯教育の内容別分類

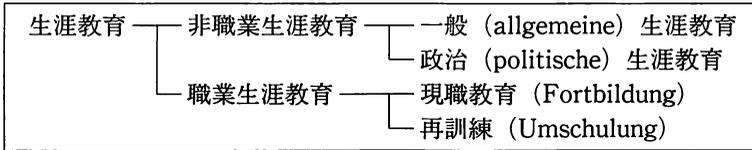
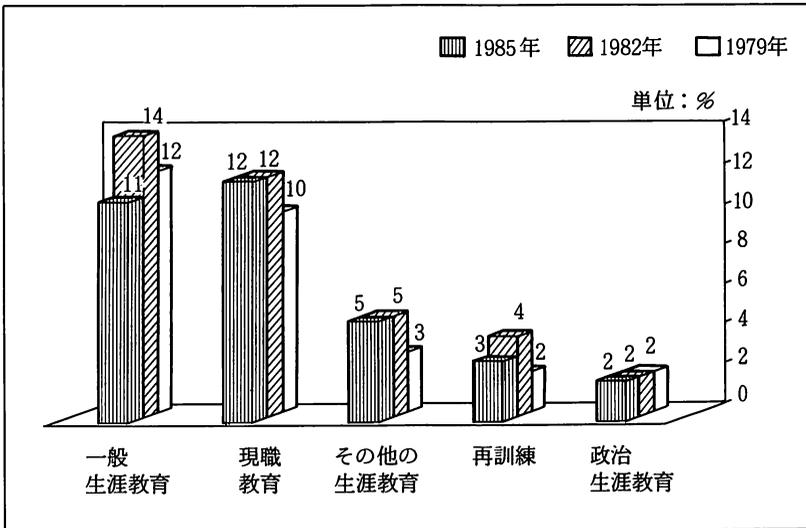


図3 生涯教育における内容別参加率



GdW. (Hrsg.), Bildung Wissenschaft Aktuell, 1987年7月号, Luchterhand. 54 頁

## 2. 非職業生涯教育

ここでは、一般生涯教育と政治生涯教育を合わせた内容をその対象とする非職業生涯教育に関し、その主要機関である国民大学(Volkshochschule)

を中心として明らかにする。

### (1) 国民大学の概要

国民大学は、ヨーロッパの最も典型的な成人教育機関の一つであり、生きた現実から主体的に学びとる、という市民サイドの自由な教育の伝統に根ざすものであり、特定の党派や集団を代表とせず、低額受講料でだれもに中等教育レベルから高等教育レベルまでの学習機会を与えている。夜間中心の国民大学と寄宿制国民大学（Heimvolkshochschule）の二種類に大別できる。ここでは、16歳以上のすべての市民を対象とし、約38万コース、860万人（単発事業350万人含）の参加者（1987年度）がある前者を取り上げる。1987年現在、国民大学は分館を含め4762館あり、そこでは約14万人の職員が生涯教育の促進に携わっている<sup>(7)</sup>。

国民大学はその目標を、新しい知識領域の学習、批判能力や観点の形成、主体的活動を通じての生活形成の促進とし、a) 社会、政治、法、b) 教育問題、心理学、哲学、宗教、c) 文学、芸術、音楽、メディア、d) 数学、自然科学、工学、e) 経済——商業実践、f) 言語、g) 家政、h) 健康、運動、保養、i) 演劇、創作、j) 学校修了資格、といった9つの内容グループを最低限の提供基準とし、幅広い内容の提供を行っている<sup>(8)</sup>。社会、政治に関する内容が定着しているのは、国民大学が歴史的に市民の政治参加を促進するために始まり、成人教育及び国民大学の目標として政治教育の充実が州法等に明示されていることによる。また、語学のコースにおいても20の言語に関し、初級から上級まで、様々な資格が獲得できるものまで提供され、量的・質的に充実している。活動形態に関しては、従来は、講義、討論会、自主研究、講演（パネルディスカッション等を含む）がほとんど夜間のコースで行われていたが、最近は、昼間のコース、週末セミナー、研究旅行等で、それらの形態が補われている。ここ20年の傾向としては単発の事業は、事業数、参加者数とも停滞しているのに対し、講座形式のコースは、各々約5倍と3倍といったように急増している<sup>(9)</sup>。

その他に、アビトゥーア (Abitur) 等の学校修了資格獲得コースや商工会議所や手工業会議所の委託による試験コース、職業安定所、テレビ局、ラジオ局等との共同事業が盛んである<sup>(10)</sup>。特に、平均20人を対象とする多様な放送教育はビデオやカセットテープの活用重視と共に注目に値する<sup>(11)</sup>。

国民大学は、学習情報の提供に重点を置いており、その支出において教職員の給与以外では施設関係の次に多いのが学習情報提供関係である。国民大学では事業のカタログが参加申し込みのはがきとともにサービスエリア内の一般書店等、市民の身近な場所で廉価販売されており、誰でも気軽にカタログを入手し、16歳以上の市民であれば学習に自由に参加できる。また、一般に国民大学では領域ごとに学習相談員が置かれている。奨学金の相談など生活に関わる学習相談、学習活動計画に関する相談、国民大学のコースに関わる具体的状況についての相談に応じている。ただし、原則として毎週木曜日の16時から18時30分といったように<sup>(12)</sup>時間等が限られている場合が多いようでもだまだ改善の余地は残っている。

最後に、国民大学は全国的な支援態勢として、ドイツ国民大学協会連合 (Deutscher Volks-hochschulverband e.V) という全国的な連携組織を確立させ、地域の国民大学とその地区施設といった縦のつながり、各々の協会、国民大学が共同活動を行う横のつながりをもたせ、市民の自由な学習に応えるべくネットワーク化していることを付け加えておく。研究と実践を結びつけることをその目的とする教育学研究所 (Pädagogische Arbeitsstelle) と国際協力のための機関 (Fachstelle für internationale Zusammenarbeit)、主として放送教育に関わるアドルフ・グリム機関 (Adolf-Grimme Institut) 等の付属機関があり<sup>(13)</sup>、その充実度を増している。これらは、ドイツ国民大学協会連合の指導者の一人であるティトゲンス (Hans Tietgens) が言明しているように「国民大学は多元性を基本とする」 [Intentionen und Inhalte des Volkshochschuleangebotes. In : Henrich, F. (Hrsg.) 1978. S53.] いうことで貫かれている。

## (2) 国民大学と教会系成人教育の比較

非職業生涯教育を提供する主要な機関は国民大学の他に教会系の機関が存在する。これら、カトリックとプロテスタントの教会は双方合わせて1986年には27万事業、380万授業時数（1授業時数は45分）、参加者数延べ1020万、1987年にはカトリック系だけでも680万人参加した。このように参加者数では1978年以降、教会系の成人教育は国民大学をますます上回る状況になっている。しかし、国民大学は授業時数では1986年の時点で1170万時数実施しており、教会系の3倍強の規模を誇っている<sup>10</sup>。このことは、国民大学が、比較的中・長期型の事業にあたっているためである。

さて、次にここ10年（1977年から1986年）の事業数、授業時数、参加者数の経過を見ると、例えば事業数の増加では教会系の2.6倍にし、国民大学は1.6倍といったように近年教会系の成人教育の拡大が顕著であり、国民大学に比べ教会系の成人教育の増加率が高いことがうかがわれる。

また、参加者の年齢構成では、次の表1に示したように国民大学では参加者の約3分の1を30歳未満の年齢層で占めるのに対し、カトリック系で

表1 国民大学とカトリック系成人教育への年齢別参加率

年 齢	国民大学（1985年）	カトリック系成人教育 （1986年）
30歳未満	38.5%	12.0%
30～44歳	40.8%	27.6%
45～59歳	18.0%	36.7%
60歳以上	2.7%	23.7%

Katholischen Bundesarbeitsgemeinschaft für  
Erwachsenenbildung. (Hrsg.), *Erwachsenenbildung*,  
Patmos. 1989. Heft 2. S. 113.

は約10の1に過ぎないといったように、国民大学の参加者に若年層が多いことが分かる。

各々の機関の、領域別の授業時数の割合は次の表2のように示される。

これを見ると、国民大学は1950年代以降現在まで続いている現実化の方

表2. 国民大学と教会系生涯教育における領域別授業時数の割合  
単位 (%)

領域	国民大学	プロテスタント系	カトリック系
時事など	0.9	11.2	6.6
社会学など	0.8	2.3	2.1
教育・学校問題	2.5	22.6	15.4
哲学・神学	0.3	15.3	14.4
文学・芸術	1.1	12.1	13.1
語学	31.7	0.9	4.3
経済・商業実務	9.1	0.4	2.0
数学・自然科学・工学	6.9	1.0	1.2
創造的活動	13.4	13.6	8.8
健康	16.3	17.0	22.7
学校資格	9.2	1.0	6.6
その他	6.9	2.5	2.8

Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft (Hrsg.) Grund und Struktur Daten, Karl Heinrich Bock.

1988/1989. S. 240. より作成。

向に基づき、語学や経済や工学、そして各種の資格など、実践的な学習機会の提供に力点を置いていることが明らかである。このことは、市民の要求にできるだけ積極的に応えようとしている国民大学の姿勢がうかがわれる。これに対し、教会系の成人教育では独自の世界観や価値観に基礎付けられた教育や哲学・神学など文化領域の割合が多いのが目につく。

### 3. 職業生涯教育

#### (1) 社会変動と職業生涯教育

職業生涯教育への1985年での延べ参加者数は、文部省統計では約400万人であるが、これは一部分にすぎない。しかしながら、国民大学での職業資格コースの拡大に見られるように全般的に非職業生涯教育に比べ職業生涯教育は高い増加傾向にある。これは全般的動向の頁での図3にも見られる傾向である。そうした職業生涯教育の活発化の背景には、技術革新への対応というテクニカルな事情の他にここ数年続いている失業問題の解決という意図も存在している。1987年における西ドイツの失業率は8.9%<sup>(16)</sup>であり、我が国に比べかなり深刻な状況にある。失業対策のための職業生涯教育が、1980年に入り、数多く実施されはじめ、1987年時点では421500人の参加者がそのための学習活動を行っている。このことは教育レベルの程度によって失業率が大きく異なるという統計的結果や職業教育修了者の就職率のよさや職業上の地位の上昇に基づく当然の結果ともいえる。

19歳から65歳までの職業生涯教育を担当する機関としては(1985年)、「企業」が51%、「労働組合」8%、「アカデミー等」6%、「民間の機関」6%、「商工会議所などの会議所」6%、「その他の国民大学や教会系の成人教育機関」23%<sup>(18)</sup>となっている。企業内教育以外の事業が多いことがわかる。職業生涯教育事業の期間の長さは、1983年～1987年の平均では、それぞれの事業別の参加割合では、「1か月未満」の事業に48.0%、「1か月から6か月未満」18.9%、「6か月から12か月未満」7.1%、「1年から2年未満」6.4

%, 「2年以上」6.3%, そして「ずっと継続」が13.3%<sup>68</sup>, である。「1か月未満」が制度上の制約等もあり, やはり多くて約半数を占めているのだが, 「2年以上」も6.3%と少なくなく, 「ずっと継続」が13.3%, も行われたとは特筆すべきであろう。まさに, 西ドイツの職業生涯教育の充実度を示した数字ともいえる。

## (2) 参加状況

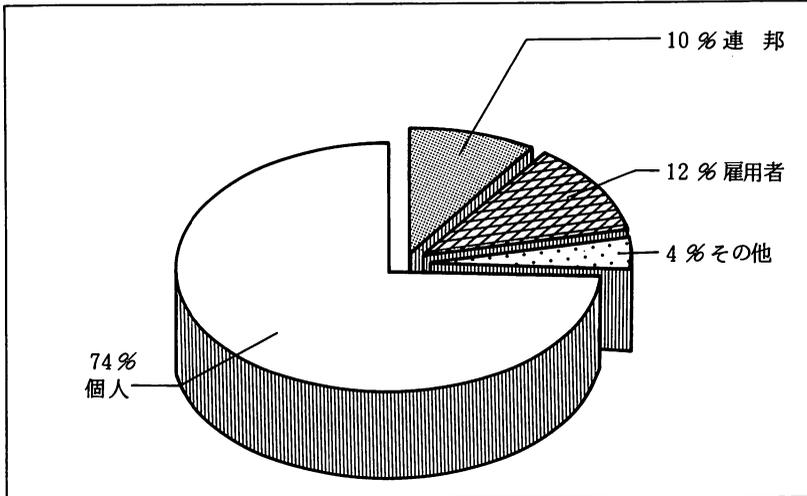
参加者が, 1981年から1885年の間, 平均してどこからの費用で職業生涯教育に参加しているかを示したのが次の図4である。

これを見てもらえばわかるように約4分の3が, 個人負担である。我が国の企業負担の多さと比べるとその違いが明確となろう。このことは, 個人負担を支える職業生涯教育の充実と職業生涯教育後に現れる成果を一面物語るともいえる。

参加率は, 「職を有した男性」及び「職を有した女性」は18%, 「パートタイムで働いている女性」9%, 「職についていなくて14歳以下の子どものいる女性」3%, 「職についていなくて14歳以下の子どものいない女性」2%<sup>69</sup>と条件によって参加率にかなりの差がある。従来, 職業生涯教育への女性の参加は低調であると言われたが, 有職の女性では男性と参加率が同等であることは特筆すべきであろう。また, 職業生涯教育への参加理由も, 「技術革新への適応」50%, 「職業知識の拡充」40%, 「これまでの知識の修復」36%, 「職業的上昇」25%, 「職業的にはあまりない」17%, 「職業資格獲得のため」12%, 「転職のため」11%<sup>69</sup>と様々である。他方, 職業生涯教育に参加しない理由を次の図5に示す。

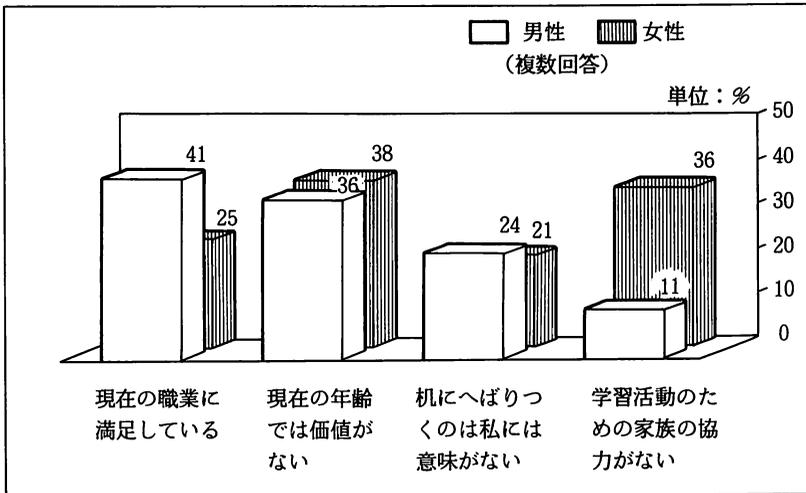
男性は女性に比べ「現在の職業に満足しているから」と応えた割合が高いのに対し, 「学習活動のための家族の協力がえられない」と応える女性の割合の多いことは女性に対する様々な教育以外の状況改善や教育環境の整備が必要であることを提示するものであろう。

図4 職業生涯教育費用の負担者



Gdw.(Hrsg.), Gdw. 21 vom 23 November 1987. S.59.

図5 職業生涯教育に参加しない理由 (性別)



GdW. 21 vom 23 November 1987年. 62頁参照

## おわりに

おわりに、西ドイツにおける生涯教育の特性をいくつか取り上げ、若干の検討を加えることでまとめにかえることとする。

西ドイツの生涯教育の特性のまず第一は、多様性である。連邦や州は公共性がある生涯教育に対しては実施主体をあまり限定せず民間の事業に対しても積極的に財政援助を行っている。このことは民間活力の導入による生涯教育全般の活性化に大きく寄与している。また、生涯教育の中心機関である国民大学は多元性の原則のもと、市民の様々な学習要求にできるだけ対応し、現実的な対応ということでは十分評価できる包括的事業を展開している。しかし、こういった網羅的で比較的初級レベルの内容の多い国民大学のあり方に全く問題がないわけではない。確かに、国民大学の講師は学習者の体験と知識体系を結びつけようと努力していることは評価できる。しかし、西ドイツの大学教員は例えば国民大学の講師となることはほとんどなく、生涯教育に必ずしも積極的とはいえず、政策として押さえ気味とはいえず着実に高学歴化が進みつつある状況のなかで、高等教育レベルの内容に対し、大学が生涯教育にどう関わっていくかがこれからの課題である。

第二は地方分権性である。ドイツの教育は教育・文化に関することは連邦ではなく州の権限に属するという文化高権 (Kulturhoheit der Länder) によって特徴づけられてきた。連邦の権限が拡大しつつあるとはいえ、このため生涯教育も州の管轄下に入っている。これは多様性や多次元性とも関わるのだが、地域ごとに自由に展開される民間事業を含めた雑多な生涯教育関連事業に対する州の人件費、施設建設費などの奨励金の支出となって現れている。このことは、地域の特性を引き出すこととは別に、消極的な州 (具体的には生涯教育法や教育有給休暇法を制定していない州) では積極的な州と比べ生涯学習の促進力がかなり弱いという結果を生じさせる

こととなっている。複線型の学校教育体系のもと、学校教育、特に中等教育段階の総合化が頓挫している現状の中で、低学歴であるものや職業教育を受けていないものの失業率は高い。その他、主婦、高齢者、低所得者、心身障害者、そして外国人労働者など、現在の状況では様々な不利益を被っている人々にどうやって学習機会を届けるかが課題となる。州によっては目標集団 (Zielgruppen) というものを設け、積極的に援助している地域も存在するが、最低限の生涯教育機会の提供をどうレベルアップしていくのかということに関しては、多様性の長所を生かしたうえで、展望を有した全国的な生涯学習環境の整備が西ドイツにおいても不可欠であろう。

第三にあげられる特性は、職業生涯教育の充実である。西ドイツでは前述のデュアル・システムに代表されるように、すでに労働と学習の混合システムが整えられており、「第二の教育の道」により就職後により上級の学校に進む道も存在している。複線型の教育体系ということもあってか、一般に我が国のように高い学歴、学校歴ではなく、マイスターなどのより高次の職業資格の獲得によって社会的上昇移動を果たそうとする傾向が強い。このことは、とりもなおさずそれを支える職業生涯教育事業が質、量ともに十分に提供され、その学習で得られた職業資格がかなりの割合でより高い職業的地位に結び付いていくという有効性を示すものであるといえる。こういった学習活動後の学習の評価システムのますますの整備が見通しをもって行われていっていきことが展望される。しかしながら、職業生涯教育に関して、まだまだ学習機会が公開されていない部分もあり、また、マイスター制など伝統に根ざした職制は新分野の問題状況への即応性ということでは改善の余地のあることをつけ加えておきたい。

#### 注

- (1) マックス・プランク教育研究所研究者グループ著、天野正治監訳『西ドイツ教育のすべて』東信堂、1989年、大西健夫編『現代のドイツ5・学校と教育』1984年、三修社、他。

- (2) 民衆大学, 市民大学, 成人大学, 国民高等学校, 民衆高等学校という訳語など従来さまざまに訳されてきたが, ここでは国民的な基盤における高等教育の実施機関ということで国民大学と訳す。
- (3) Grundlagen der Weiterbildung e. V. (Hrsg. ), Grundlagen der Weiterbildung (GdW), (以下 GdW と略す) , Luchterhand, Oktober 1984, S. 111.
- (4) 谷和明『西ドイツの継続教育行政と市民大学』東京都職員研修所, 1989年, 78頁。
- (5) 財団法人国際交流センター『生涯教育の現状と課題』総合研究開発機構, 1979年, 119頁。
- (6) Gerwin Dahm u. a. (Hrsg. ), Wörterbuch der Weiterbildung, Kösel, 1980 S. 189-190. その図式等に関しては拙稿「西ドイツの生涯教育」日本生涯教育学会編『生涯学習事典』東京書籍, 1990年, 484頁から487頁を参照。
- (7) Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft (Hrsg. ). Grund und Struktur Daten, Karl Heinrich Bock, 1988/1989. S. 238-240.
- (8) Helmuth Dolff (Hrsg. ), Die deutschen Volkshochschule, Droste, 1979, S. 45.
- (9) (7)の文献の238頁参照。
- (10) (8)の文献の125頁と127頁参照。
- (11) (8)の文献の118頁から112頁参照。
- (12) 1984年のケルン国民大学のカタログ参照。
- (13) (8)の文献の110頁から112頁参照。
- (14) (7)の文献の240頁参照。
- (15) (7)の文献の240頁参照。
- (16) (7)の文献の11頁参照。
- (17) (7)の文献の245頁参照。
- (18) Gdw21vom23. November 1987, S. 58.
- (19) (7)の文献の241頁参照。
- (20) GdW21Vom23. November 1987, S. 56.
- (21) GdW21vom23. November 1987, S. 61.
- (22) 三輪建二・谷和明「成人教育整備の国際的動向—西ドイツの場合—」小林文人・藤岡貞彦編『生涯学習計画と社会教育の条件整備』エイデル研究所, 1990年, 249頁から250頁にはヘッセン州の公共性の規定が示してあり, そこには教会, 政党, 労働組合, そして民間の語学学校の事業も含まれるなど我が国に比べ公共の概念がかなりゆるやかなことが明らかである。